

## (仮称) 子どもの権利部会の設置について (案)

## 1 部会設置について

「子どもオンブズパーソン」事業については、令和4年度設置の目標を掲げており、子どもの権利部会での審議の際にも「子どもオンブズパーソンについては、子どもの権利の推進から重要な役割を果たすべきものと考えられ～中略～十分な検討の上に進めるべきものとする」とのご意見をいただいた。

このことから、事務局内において検討を行った結果、小金井市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づく部会を設置し、子どもオンブズパーソン設置に係る事項についての検討を行うことを提案する。

また、子どもの権利部会設置時には、「専門知識を有する者を召集し、アドバイスを求めたい」とのご意見もいただいていたことから、本部会には子どもの権利救済窓口設置支援委託の受託者及び必要に応じて専門家を招聘し、専門的視点からの助言をいただくことを予定している。

## 2 設置部会

(仮称) 子どもの権利部会

## 3 部会の役割

施策の方向性1-1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置のための検討・審議を行う。

## 4 部会の構成員

部会の構成員は4、5人程度を予定。部会長及び部会員は、本体会議の会長が指名する(子ども・子育て会議委員の中から指名)。

## 5 スケジュール

## (1) 令和2年6月22日

第7回子ども・子育て会議において部会設置を承認。

令和2年7月

第8回子ども・子育て会議において会長が構成員を指名する。

## (2) 令和2年8月～令和3年2月：部会の開催(4回程度)

① 第1回：事前レクチャー等

② 第2回、第3回：調査分析結果報告及び権利救済機関の素案作り

③ 第4回：市民意見交換会等の意見を踏まえた報告案作成

## (3) 令和3年3月

部会は本体会議に検討結果を報告